慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	芬蘭憲法
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.4, No.4 (1910. 10) ,p.485(117)- 496(128)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19101000-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

然しながら彼は此間にジャック、ネッカーの知遇を受けて、一千八百〇三年以來屢々其コッペの別業を訪れるととなつた。此別業には絶代の才女たるステール夫人の力に由つて常に爽快な空氣が滿ちて居つた。彼は此所で溫厚なペンジヤマン、コンスタンや有名な瑞西の歷史家ジエアン、ド、ミユラーや博學な批評家シユレーゲルと會合し、比較解剖學のキヽヴエーと相識り植物學者のデー、コンドルにも紹介せられ、其他此別業を訪問する巴里及び其他歐洲各地の最も著名な人物を見ることが出來た。此所に彼を圍繞するものは孰れも一流の名士才媛である、優れた頭腦は相互に必用なる思想の交換に由つて將た又愉快なる偶然の論爭に由つて益々富贍と爲り精良と爲るものである。シモンド、ド、シスモンヂは此別業に於て有力なる助言を受けた、彼は此著明な博學な人々との交遊に由つて大に得る所があつた。彼の思想の內には更に多數の題目を抱擁するに至つた。而して彼が過去の產物中には不滿の點多きことを愈よ痛切に感じた。

彼は啻に是等の有力な助言を得たのみならず、其書齋の勞苦は少なからず此華やかな交遊の爲めに慰安を受けた。コッペに遠足を試みたシスモンヂは往々此所に數日間足を止め、或は更に氷河に旅行を試みなどした。ステール夫人の流暢な快辯や彼女が其周圍に吸收し得た一粒選りの交友は長い坐業の倦怠を醫することが出來た。

度重なつたコッペ訪問も毫もシヤールの出精を障げるとが無かつた。彼は孜々營々として修史の筆を運んでゐる。其著述の進行する有樣は善く母の書簡に表れてゐる。母は絶えず此書の種々なる點から刺激せられた感想を述べて其子に助言を與へてゐる。苟も中庸を失はない靜平なる心を以て經驗に乏しい青年に有勝ちな獨斷的な意見、背信の態度並に懷疑の傾向を訓めてゐる。彼女がシスモンヂに與へた書牘の一節に「現代の人士が其享得しつゝあるあらゆる幸福の基礎を爲せるものなりと思惟せる思想を徒らに攻擊する者の一般人士の爲めに憎惡を受くるに至る可きは毫も怪むに足らざることにて候。假令其思想は誤りなりとするも、然も長く信ぜられたる誤謬は吾人が之に代らしめんとするものよりも更に尊敬す可きものに候」と云ふ一語がある。吾人は最も記憶す可く味ふ可き文字であると思ふ。

（未完）

芬蘭憲法

芬蘭（瑞典語にてFinland芬蘭語にてSuomiと稱す、）大公國は曾て瑞典國の一部を構成せしが、一八〇九年九月十七日にFredericksharvnの條約を以て露國に併合せられ、瑞典王はその規定に於てすべての權利を擧げて之を露帝に讓與したり、この條約の締結に先ち芬蘭の諸階級はBorgoに國會を開きて露帝と協約する所あり、露帝は芬蘭大公として承認せられ、之に對して一八〇九年三月二十七日大公國の憲法を確認したり。爾來歷代の皇帝皆之を追認せるが故に大公國は露國と元首を等うし、外交を之に委ねたるのみ、但し、人民は露兵の舍營を拒むを得ず。一八七七年三月二十五日の法律は一八八一年より實施せられ、君國防備の爲芬蘭臣民に兵役の義務を課したり。但大公國には議會の設あり、その政府も亦獨立せり、然るにニコライ第二世卽位前後より芬蘭に對する露化政策著々として實施せられ、一八九九年芬蘭の陸軍を露國の陸軍に合併する法を定め、同二月十五日の詔勅を以て芬蘭の立法制度を改革して議會の權限を縮少し帝國と共通の立法は將來之が協贊を要せざるととなし、その後、日露戰役の影響を受けて九百五年十一月四日一旦大に讓步する所あり、九百六年七月芬蘭は普通選擧に基ける一院の議會を設けたりしも本年に入りて愈よ芬蘭の享有したりし從來の特權は剝奪せられたり。六月十日芬蘭法案の露國議會に於て採決さるゝや在野黨議員は連袂缺席し、反對の投票を爲せしは十月黨員二十三人に過ぎず贊成百六十四票を以て可決せられ、議場

は喝采して之を祝し右黨のプリシユケヴイッチは Finis Finntandiae と叫べり。抑も今回廢止せられたる芬蘭憲法とは如何なるものなりやゝ、左に掲ぐるは卽ち九百六年改革前の制度の一斑なり。

第一章　議會

憲法の制定は遠く一七七二年に遡れり、爾來數ば修正せられたるが殊に著るしき修正を一七八九年二月二十一日竝に四月三日の法律及一八六九年四月十九日の法律となす、この六十九年の法律は議會召集の期限を定めたり。政體は君主制にして貴族僧侶市民農民四階級の代表者より成れる議會を設く。立法權は議會と大公卽ち皇帝とに屬するも、皇帝は絕對的不裁可權を有し、又曾て發案權を壟斷したりき。

第一節　議會

第一項　議會Landtagを構成するは下の四階級也

第一　騎士、この階級に於ては國內貴族の戶主すべて出席權を有す戶主、事故ある時は相續の順位にあるものの之に代る。一八七五年芬蘭に二百三十家の貴族あり、うち伯爵七人男爵四十四人士爵百七十九人なりき。

第二　僧侶、この階級に於ては新敎大僧正一人僧正二人、三僧正領新敎僧侶選出代議士二十八人、ヘルシングフオルス大學選出代議士一人又は二人、中學竝に公立學校敎諭選出代議士三人乃至六人を含む。

第三　市民、この階級は都會の選出せる代議士にして一八七二年に三十六人。(a)

第四　農民、郡村にて選出せる代議士五十九人

僧侶以下三階級の議員は報酬を受け當該選擧區の選擧人之を拂ふ、その額は地方によりて等しからず、議員之に滿足せざる時は所屬階級の決議を待て之を增額せしむることを得。

(a) この組織は一八六六年改正前の瑞典議會に同じ

第二項　一八六七年以來議會は少くも五年に一回通常會を開き會期を四箇月と爲す、これ一八六九年發布の法律を以て定めたる所なり。皇帝は會期を延長し、臨時議會を召集するを得、又會期の終了に先て通常議會を解散するの權を有す、且解散後五箇年以內に新議會を召集するを要せず。被選議員の任期は通常會の閉會と共に終了し、臨時議會の際も解散の際も共に新選擧を行ふものとす。

議會の召集さるゝや騎士階級の議員は貴族監督常任委員に對してその資格を證明せざる可からず爾他階級の選出議員はその權能の合法なることに就き官吏の證明書を呈出せざる可からず。階級の審査は唯々形式に遺漏なきや否や被選人に資格ありや否やの點に止れり。

四階級は各々別れて會議を開く。何れも勅選の議長一人副議長一人を出すも大僧正は必ず僧侶階級の議長たり。農民階級の書記官は勅選にして法律家を任用すと雖も爾他三階級にありては之を互選す。

會議は公開なるも特別の決議によりて祕密會となすを得。決議は各階級に於て各々之を行ひ絕對的多數によりて之を定む。法案は文書を以て政府より同時に各階級に提出す。憲法上の改革に就て四階級の一致を必要とす、財政に關する法案に就ても亦然り。但し一致を得ざる場合には議會は各階級より十五人宛、總計六十人の大委員を任命し三分の二の多數を以て問題を解決せしむ。爾餘の問題に就ては三階級の贊成を以て之を確定す。

各通常會は少くも五個の特別委員(立法、行政經濟、財政、租稅、銀行)を設けて案件の調査に當らしむ。この委員は四階級各々之を選擧し而して各階級何れも委員の四分の一を出す。

四階級は又一階級の發議あり而して少くも他の一階級の贊成ありたる時は相合して總會議を開くを得、この際議長席に就くは騎士階級の議長なるも、その支障ある時は僧侶、市民、農民階級の議長順次に之に代るものとす。但し總會議は討議權を有するのみにして、その決議は更に各階級の通常會を開き討論を用ゐずして之を採るものとす。

議會に於て皇帝を代表するは元老院(b) Senat 也元老院議官は總會議に列席し得るも各階級の會議にはその議員たる資格を有するものに限り之に列

席し得るのみ。內閣責任の制度は行はれず、

(b)元老院は皇帝の芬蘭公民のうちより勅選せる十六人の議官を以て組織す之を分て二部となし經濟部は內閣を司法部は大審院を構成す。各部に副議長一人あり、大公國の總督、皇帝を代表して元老院議長たり、而して經濟部の議官は政務を分擔す

第三項　議會の協贊せるすべての決議は皇帝の裁可を經ざる可からず、皇帝は絕對的不裁可權を有し、且法律を公布す。而して議會は臨時稅並に國立銀行の問題に關して發案權を有するのみ、爾餘の問題に關しては唯上奏權を行使し得るのみなりしが一八八二年の改革は大に議會の發案權を擴張して、皇帝の之を留保するの必要ありと認めしものの外は一切議會にその權を與へたり。

議會は每期地租に就て議するの要なし、地租は古來の規定に從て徵收さるゝ者にして議會は唯その稅率を變更し得るのみ。之に反して議會は每期所得稅酒稅に就て規定し又印紙稅に就て同一の權利を行使せんとせるも政府は慣例に從ひ、議會の協贊を待たず從來の稅率によりて之を賦課せんとするが如し。最後に議會は關稅を左右するの權なしこれ主權の發動として政府に屬せり。又解散の際は次の議會まで卽ち五年間從來の規定によりて租稅を徵收し敢て解散されたる議會の豫算を協贊せると否とを問はず、政府は各通常議會若くは臨時議會に於て特に大公國の爲に使用す可き費途の決算に就て報告するの義務あり。芬蘭より帝室費として支出す可き金額は極めて些少なるも豫算に明記しあり。

各通常議會は芬蘭銀行取締役四人(內一人官選)監査役四人を互選す、この代表者には又議會の任命せる助役あり、任期は次期議會の閉會までにして取締役は年額六千法の報酬を受けて監査役は日當を受く。

第二章　議員選擧法

第一款　選擧人

特別の規定。選擧人は僧侶の階級に於ては、第一、三僧正領のルッター派の僧侶、第二、ヘルシングフオルス大學教授職員、第三、中學校並に公立學校の教諭これなり。

市民の階級に於ては市會議員選擧權を有するもののうち、貴族並に僧侶階級選擧人を除きたる外はすべて然りとす。

農民の階級に於ては複選の方法を採り、各村に於ける土地臺帳登錄地所有者占有者並に莊園耕作者を以て元選擧人とし、爾他の階級に屬するもの並に官吏は之を除く、各村の選擧人は議員選擧人一人を選出す、但しその人口二千人を超ゆるものは二千人每に一人を增加す。

一般の規定。選擧人は芬蘭の公民にして二十一歲以上のものたるを要す但し宗派の異同を問はず後見に付せられたるもの身代限の處分を受けたるもの、破廉恥罪により罰せられたるもの、公權を剝奪せられたるもの、投票權を賣買し選擧に於て不正手段を行ひ、投票の自由を犯したるが爲罪に問はれたるものは選擧人たるの資格なし、芬蘭公民として選擧前三年以上登錄されざるもの並に既に一の階級の選擧會に於て投票したる後更に他の階級の選擧會に出頭したるものは投票を行ふを得ず

第二款　被選擧資格

選擧人は年齡二十五歲に達し基督敎を信ずるに於てはすべて被選資格あり。官吏(元老院議官をも含む)は農民階級の代議士たるを得ず。

第三款　選擧會並に投票

僧侶の階級に於てはルッター敎會の大僧正並に二僧正は上述の如く當然議席を占む。爾餘の被選代議士を選定するが爲めには各々特殊の選擧會あり、卽ち僧侶の選擧會は合計二十八名の代議士を擧げ、ヘルシングフオルス大學敎授職員は一名若くは二名の代議士を擧げ、中學校並に公立學校の敎諭は三名乃至六名の代議士を擧ぐ。選擧は直接選擧なり。當選訴訟は僧侶にありては第一審は宗敎裁判所に於て之を審理し、終審は元老院之を審理す。大學選擧に關する訴訟に於て御一審終審共に元老院の管轄に屬す。

市民階級に於ては各市一人の代議士を選出す。人口六千人を有する市は二人の代議士を出し以上

六千人を加ふる毎に一人の代議士を增加す。市部選出代議士の數は一八七二年に三十六人なりき。選擧は直接にして、當選訴訟は第一審は市裁判所第二審並に終審は元老院之を審理す。

農民階級に於ては各郡村裁判管區 domsaga（五十九管區あり）より一人の代議士を出す。議員選擧人は判事の下に集合して選擧を行ふ。當選訴訟は第一審は郡村裁判所第二審並に終審は元老院之を審理す。

何れの選擧會に於ても投票は無記名にして且代理投票を許さず。

第三章　市村の自治機關

總說

芬蘭大公國は之を八洲 län に分ち皇帝の直接任命せる知事 guvernör 州の行政に當る。州には議會の設あり。

州は又之を郡 härader に分ち知事監督の下に元老院の任命せる郡長 kronofogde その行政事務を扱ふ。郡にも議會なし。市は郡の管轄を受けず市參事會郡長のことを行ふ。

市と村とは卽ち地方自治團體にして代議機關を有す。

市にありてはその人口二千を超えざるものは市民總會 radhusstämma 市參事會と共に行政の局に當る、市參事會 magistrat は總會の推選を經て勅選されたる市長 borgmästare と總會の選擧を經て知事より承認せられたる數人の參事員とを以て構成せる執行委員なり。人口二千以上の市並に以下の市にても市民總會の決議を經たるものにありては第一、市民總會の選出せる市會議員 stadtsfullmäktige 第二、前記の如く構成されたる市參事會と相共に市政の責任を負ふ。

郡部にありては、村卽ち寺區の行政は村民總會 kommunal stämma に屬し、總會は村參事員 kommunalnaemund を擧げて之に執行權を託す、政府を代表するは知事の任命せる代官 länsman にして或は一村を監督するあり、或は數村を監督するあり以て代官區なる一種の行政區域を構成せり。

第一節　市民總會、市會、市參事會

市自治機關の構成は一八七三年十二月八日の法律を以て規定したり。上述の如く人口二千以上の市は法律上、市會の設あるもその以下の市は或はその事務を市會に委ぬるあり、或は市民總會にありて之を決するあり。然れども市の大小を問はず市民總會の權限は重要にして、市參事會の任命はその必ず關與する所なり。故に市會に就て叙するに方りては市民總會の權限を參照することゝなし記事を省略す可し。

第一款　市民總會

第一項　組織。Radhusstämma とは市廳總會の意義を有せるが公民權を有し納稅の義務を怠らざる自治區民は男女を問はずすべて之に出席するの權利を有す。但し二十一歲以下の未丁年者、有夫の女子、僕婢は列席するを得ず。離婚せる女子、寡婦、未婚女子も列席の權あり、而して未婚女子は法律上獨立の成人となり得可き二十五歲に達せざるも二十一歲にしてその權利を行使し得可し。處罰を受けたるもの公權を剝奪せられたるもの、前年度の租稅を納めざるものは列席權を有せず。

第二項　會期。總會は市長を會長とし必要ある毎に開會す。出席者は歲入に對し納稅額の率如何に從ひ、投票權を增加すと雖も、各市とも總會に於て最高の投票數を定む。例へばヘルシングフォルスに於ては二十五票までなり。

第三項　權限。總會は市參事會員を或は推選し或は任命し、書記長、收入役、市醫等重なる自治區の吏員を選擧し、市に關係あるすべての問題に就て討議し、豫算のうち義務的經費を定む。義務的經費とは警察費、裁判所費卽ち市裁判所職員俸給等にして元老院の命令によりてその費目を規定す。

第四項　監督。中央政府は警察を監督し、市の位地如何に從ひ、或は特設官吏をして之を指揮せしめ或は市參事會をして之を左右せしむ。不動產の賣買、擔保、市債、臨時課稅、衞生、公安並に市稅變更に關する總會の決議は之を元老院又は州知事

に具申してその認可を受けざる可からず。豫算は義務的經費に關し、若くは重大なる變更を爲す時に於てのみ、元老院の認可を要す、重大なる變更を爲す時は元老院は法律の効力を有する命令を下す。而して元老院若し、決議額を以て不十分なりと認むる時は。再び總會を召集し その堅く執て可かざる時は從來の稅率に從て徵稅す。市參事會は決議を不法と認めたる時は知事竝に元老院に訴へて之が執行を拒むを得。

第五項　市會。人口二千に滿たざる市に於ても市民總會は決議によりて市會を設け之をして總會の權限を行はしむるを得。然れども、市參事員の選擧、歲入調査委員決算審査委員の任命に際しては必ず總會を開く。最後に總會は一旦市會設置を可決せし後、更に之が廢止を決議し、又その權限を縮少すること得。

第二款　市會

市會議員stadsfullmäktigeは如字的に云へば市より權力を與へられたるものなり。人口二千以上を有する市は當然市會を設け然らざるものは之を設くると否とはその隨意なり。

第一項　組織、市會議員の數は人口二千人までの市にありては十二人乃至三十人、人口二千人以上一萬人までの市にありては二十一人乃至四十人人口一萬人以上二萬人までの市にありては三十一人乃至五十人、二萬人以上の市にありては四十一人乃至六十人とす。

市民總會を以て選擧會とし、二十五歲以上の總會員は女子竝に破產して債權者と和談せざるものを除きすべて被選權を有す。但し州の知事、收稅長、書記官、市參事員、警察部員、檢事市吏員等はすべて被選資格なし。選擧は絕對的多數を要し、當選訴訟は市裁判所之を裁決す。

第二項　會期權限、市會議員の任期は三年にして毎年三分の一宛改選す、議員に報酬なし。互選を以て議長副議長各一人を擧ぐ。必要あるに際し議長の召集によりて開會し解散さるゝことなし。その權限は市民總會に同じく、且又一定の場合に

於て中央政府の監督を受けて之を行使すること又總會に同じ。然れども市民總會の常に重要なる權限を留保すること上述の如し。

第三款　市參事會

市參事會は市の行政權を行使す。これを組織するは第一、市長にして第二、數人の參事員なり。市長は市民總會の推選せる三人の候補者に就て之を勅選し、參事員は市民總會之を選擧し知事は選擧の結果を公布して之に辭令を交附す。市長竝に市參事員は市の行政事務の外に裁判上の事務を司り、市裁判所radhusrätt を構成す、終身官にして免職さるゝことなし。大市にありては二人の市長あり、一人は市の行政事務に方り、一人は裁判所長の事に任ず、されどその任命の方法は全く相同じ。市長市參事員の報酬は市の義務的經費に屬す

市長若くは參事員の一人市民總會の會長となる市會の設ある時は市長は討議に參加し必要なる事實を報告するも決議に加はらず。

市參事會は市民總會又は市會の決議を執行す、但し之を以て不法なりと認むる時は、知事竝に元老院に訴へて之が執行を拒むを得。

市長は又中央政府の代表者にして殊に市の警察に關しては知事の命令の下にあり。

第二節　村會

村自治機關の構成は一八六五年二月六日の法律を以て規定したり。村政は村民總會と村參事會と之に當る。

村民總會、各村々民總會はその住民より組織さるゝことも又その權限も市民總會と同じ。一定の決議は同じく政府の認可を經るを要す。橋梁道路通過稅徵收の決議の如き卽ち然り。知事は不法なる決議の執行を禁ずる得、その他政府を代表するは代官竝に郡長なり。

村參事會は會長、副會長、五名以上の參事員竝に若干の吏員を以て之を組織す。その任期は三箇年にして村民總會之を選任す。改選に際しては全員を更代せしむ、參事員に報酬なし。知事判事郡長代官小學校教員有給村吏には被選權なし。市會

議員被選資格は又村參事員にも適用せらる。

第四章　司法制度

總說

第一項　裁判權。に三段の區別あり。第一、第一審裁判所卽ち市にありては市裁判所Radhusrätt郡にありては郡裁判所Häradsrätt第二、第二審裁判所卽ち控訴院Hofrätt fiskal第三、第三審高等裁判所卽元老院の一部を構成せる司法部これなり。

裁判所は何れも民事刑事商事並に行政訴訟を審理し陪審官を用ゐず。檢事の職は專任者之を行ふ

第二項　任用。判事は元老院議官の外は終身官にしてその任命の方法には或は直接に若くは推擧の後勅選さるゝあり、或は選擧の後政府の辭令を受くるあり、或は郡の裁判所陪席判事の如く判事の任用によるあり。判事は二十一歲以上にして大學に於て法律の試驗を及第せるものたるを要す。而して候補者は一般に三年間郡裁判所に於て試補又は書記として勤務す可きものとす。

第一節　第一審裁判所

第一款　市裁判所

第一項　組織俸給。市裁判所は市長と前章に述べたるが如き條件の下に任命されたる參事員とを以て之を組織す。共に終身官なり。檢事 fiskal は元老院檢事總長之を任命す。判事の俸給は市民總會之を定め市の大小によりて等しからず。又加俸を給與さるゝとあるもその額は亦一定せず。ヘルシングフォルスに於ては所長の俸給は一萬二千馬(一馬は一法に等し)なるがうち本俸九千馬にして加俸三千馬なり。又陪席判事の俸給は六七千馬なり。小市に於て所長六千馬、陪席判事二千馬以上とす。

第二項　權限。所長と陪席判事とは等しく裁判の事務に當る。列席者三人に達せざれば裁判所を構成せず。その權限はすべての訴訟に對して行はれ、而して民事刑事の判決に對しては控訴をなすことを得。又判事にして破廉耻罪を犯す時は高等法衙之を審理し、懲戒免職の罰を課す。

第二款　郡裁判所

組織、俸給、權限。郡裁判所は第一控訴院の推薦せし三名の候補者に就て勅選せる一人の判事とDomare第二判事の大地主のうちに就て選任せる七人以上十二人以下の陪席判事 Nämdemän とを以て組織す。陪席判事の任期は一定せず、但し判決の結果によるにあらざれば免黜さるゝとなし。その權限は判事と同一にあらず、全員一致の意見を定むるを要す。又被告に對し、關係書類を交附せざる可からず。判事の俸給は黑麥の租稅を以て之を支辨するの規定なるが金錢を以て之を納附するの慣例となれり。耕地所有者はすべて之を納附せざる可からず。その額は地方によりて異り、八千馬より二萬四千馬の間を上下せり。陪席判事も亦租稅として些少の俸給を受く。權限は市裁判所に同じ。檢事一人は市裁判所の檢事と同じく任命さるゝものあるも、通常は代官その事務を取扱ふ

第二節　控訴院

第一款　組織、俸給。大公國に三控訴院あり。卽ち之をAbo Vasa(今はNicolaistadと稱す)並にVibergに置く。何れも第一、終身官として直接勅選されたる院長一人、評定官數人、第二、欠員ありし際當該法院より推薦せる候補者三人に就きて終身官として勅選されたる陪席評定官を以て之を組織す。その他アボの控訴院には副院長一人を置く。評定官と陪席評定官とはその權能相等し。檢事の職は特設の檢事正advokat fiskal一人ありて之を行ふその任命は評定官に同じ。院長は定額二萬二千馬、アボ控訴院副院長は一萬一千馬、評定官は九千馬、陪席評定官は七千五百馬の俸給を受く。定額の外に更に訴訟事件に對して報酬あれど敢て云ふに足らず。

第二款　權限。控訴院は第一審裁判所のすべての判決に對する控訴を受理して第二審裁判を行ふ如何なる場合にも元老院に上告し得可しと雖も、民事に於ては上告者は百九十二馬の證據金を提供す可し。原裁判の是認されたる時は之を沒收す。かくて控訴院は勢ひ、第一審裁判所の判決せる重要事件を審理し、又之に對する控訴院の判決は又

高等裁判所の終審に附せらる。最後に控訴院は直接に第一審として官吏職務行使の際に犯せる犯罪を審理す。

第三節　元老院（第三審）

司法部は元老院第二部を構成せる議官を以て之を組織す。すべて任期三年にして勅選せらる。部長は二萬五千馬議官は二萬馬の俸給を受く。元老院檢察官、檢事の職務を行ふ。

法廷は之を二部に分つを得可し、議官五人を以て審理す。但しその全員の同意ある時は四人にて可なり。第二審裁判所卽ち控訴院の判決に對する上告を受理して終審の裁判を行ふ。

（G. Demombynes: Les constitutions européennes 並に N. C. Frederiksen: Finland に據る。）

新著批評

文學博士箕作元八氏著

西洋史講話

從來邦文の西洋史の公にされしもの少からざりしが、今回開成館より發行されたる、箕作教授の「西洋史講話」（定價金五圓）は實にこれらの羣籍のうちにありて一頭地を抜けり。その古波斯國以往の歷史を叙するに、本文千三百頁のうち、僅かに三十二頁卽ち約四十分の一の頁を充てたるは聊か物足らぬ思なきにあらねど、それ却て著者の用意の周到なるを示すものにして、上古史よりは中古史を中古史よりは近古史を近古史よりは最近史を詳述し、實に一八一五年以來の最近史に殆んど全書の一半を充て。殊に一八七一年以後の現世史に就て細叙しあり。故にこの書を繙くものは世界の現狀を了解するに於て毫も遺憾なかる可し。西洋史の全局面を分て、西洋文明發生時代、東西衝突時代、東西文化融合時代、西歐混亂時代、政教大統一理想時代、國家主義發生時代、西佛對抗時代、西國强勢時代、佛國强大時代、權力平衡主義流行時代、大革命時代、新舊兩主義衝突時代、自由統一主義實現時代、世界政局革新時代の十四期となせるが、その時代の命名能く要領を得、之を通讀するのみにて既に、人をして世界史大勢推移の情態を眼前に髣髴せしめずんばあらず。蓋し、著者の學識を以てして、八年の星霜を積みて幾度か稿を更めたるものなれば、尋常書物製造家の作物とその選を異にするものあるは固より言を俟たざる所にして、著者も序文に於て「これ實に數年に亙れる眞面目の努力の結果にして、余の專問研究の未だ世に公にせざるものゝ一部をも含めるものなれば、本書に對する責任は余の敢て辭する所にあらざるなり」と云へり。本書に對して襟を正しうせしむるものは實に著者のこの精神なり。

著者は又史實の聯絡と時代の精神とを闡明するに力を用ゐ、處々に史論を挾めるが、現今の思潮を評しては卽ち曰く

自分はその渦中にありながらこれを判別することは頗る困難であるが、著者は假にこれを搜索時代と名けるのである、今各文明國民の神經過敏の程度はます〳〵昂進し、諸種の思潮が錯雜混亂して、その間に調和が得られない、人心は概して從來有つた所の主義學說慣例の何れにも十分滿足しないで、新に何者をか得ようとして闇中に搜索しつゝあるが、さりとて政治科學藝術何れの方面にも一世を風靡す可き卓說や天下の師表となる可き偉人が顯れないで、衆論紛々、群雄割據が今の大勢である。但し或方面には前期の現實主義に對する反動として、所謂新理想主義が勃興しつゝあることは確かに認められるのである、かやうに現代の人は迷惑煩悶しつゝあるが要するにこれは社會が最後に大いに覺醒進步するの準備時期ではあるまいかと著者は思ふものである

と。これ現代人の反覆玩味す可きの評論たり。著者は又クロムウエルの人物に就て兎角の評論あることを述べて扨て曰く、

この人は決して英雄人を欺く底の僞信者ではなく、純潔熱誠なピューリタンであつて、その信ずる所に從つて、宗教の爲に政治の爲に盡瘁した人であると斷言するに躊躇せぬのである。卽ちクロンウエルはその奉ずる主義に殉ずる大覺悟で邁進する眞情徑行の人であつたので、經綸する四圍の情實の爲に、騎虎